

学校いじめ防止基本方針

奄美市立 芦花部小中学校
(令和6年4月1日)

1 奄美市いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この基本方針は、本市の児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携を行い、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第2項の規定を参考とし、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を策定するものである。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されてから3年が経過し、平成29年3月には文部科学省において「いじめ防止等の基本的な方針」の見直しが行われた。

今回の改定は、こうした国、県の基本方針の見直しや本市におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針や学校における方針を踏まえ、教育委員会と各学校が一丸となって保護者や外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組を推進していくものである。

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 学校教育目標

ふるさとの自然や文化を愛し、確かな学力・豊かな心・健やかな体をもつ芦花部の子を育成する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- ② 仲間外れや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- ④ 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる

- ・ 人前で衣服を脱がされる
- ・ 脅されて万引き等をさせられる
- ⑦ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
- ⑧ ・ SNSのグループからわざと外される

4 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

5 基本的な考え方

☆いじめはどの児童生徒にも起こりうること。

☆誰もが被害者にも加害者にもなり得ること。被害児童生徒の気持ちを重視すること。

☆人権や生命に関わる重大な問題であることを認識し、いじめは人として決して許される行為ではないこと。

日々の教育活動を通して児童生徒一人ひとりに十分に理解させる必要がある。

- ① 発達支持的生徒指導・・・・・・「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つようにはたらきかける。
- ② 課題未然防止教育・・・・・・「道徳や学活において法やいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、いじめをしない態度や能力」を身に付ける。
- ③ 課題早期発見対応・・・・・・「日々の観察、アンケート調査や、教育相談を実施する」など、いじめの予兆を見逃さない。早期発見に努める。予兆に気づいた場合に、被害児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対応にあたる。
- ④ 困難課題対応的生徒指導・・・丁寧な事実確認といじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進め、保護者と連携しながら、被害児童生徒の安心・安全を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援を視野に入れた指導を行う。両者の関係修復、学級の立て直しを図る。

いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

<実践の方向性と本校での取組>

- いじめについて共通理解を図ること
- いじめに向かわない態度・能力を育成すること
- いじめを生まないために指導上留意すること
- 自己有用感や自己肯定感を高めること
- 児童生徒らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
 - ➡ 4月・9月の2回いじめ問題を考える週間、「命の大切さやいじめ問題を考える授業」等、児童生徒の発達段階に応じて各学級で行う。校内人権週間、人権集会、道徳教育、特別活動、各教科指導の場における話し合い活動や指導（県教委「いじめ対策必携」、「ネットいじめ対策リーフレット」の活用）
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。
 - ➡ 道徳や特活の授業におけるアサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングの導入、「学校生活アンケート」、「学校楽しいーと」、「SNSチェックシート」等の調査結果を基にした考察・対応
- ③ 「あまみっすこやかプログラム」の確実な実施による他者理解、自己理解、自己肯定感の醸成など積極的な生徒指導に努める。
- ④ 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基盤づくりに努める。
- ⑤ いじめ問題への取組の重要性について、地域、保護者に認識を広げ、一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。
 - ➡ 学校だよりでの広報啓発、PTAや青少年健全育成連絡協議会との連携・情報交換

いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。

<実践の方向性と本校での取組>

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 日常的な児童生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- ② 日々の生活記録や個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。「いじめ発見チェックリスト」を活用し、日頃の生徒の様子や行動を注意深く観察する。
- ③ アンケート調査や定期的な教育相談により、生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- ④ SNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。また、地域や関係機関、警察と連携し、積極的に情報の共有を行う。
- ⑤ 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。

いじめに対する措置

<実践の方向性と本校での取組>

- いじめの予兆を見逃さない
- いじめを認知したら、すぐに対応する
- 様々な立場の方と連携を深め、チームとして対応する

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応する。その後、事実関係の確認上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

- ② 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ④ 職員は学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

(3) 被害児童生徒とその保護者への支援

- ① 被害の事実関係の聞き取るとともに保護者に連絡を行う。
- ② 保護者と連携した適切な対応ができるように協力を求めるとともに、スクールカウンセラー等の関係機関による継続した心のケアを行う。
- ③ 家庭訪問を行う場合には複数人で行い、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。

(4) 加害生徒とその保護者への指導

- ① 組織で対応し、関係する児童生徒から聞き取りを行うとともに保護者へ連絡を行う。
- ② 組織として毅然とした指導を行い、「いじめは絶対に許されない行為」であることを理解させる。
- ③ 児童生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないように継続的に指導・支援する。

(5) 児童生徒への働きかけ

- ① いじめを知らない児童生徒や傍観している児童生徒に自分の問題として捉えるように指導する。
- ② はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 教育活動全体を通じて、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐために、直ちに削除のための措置をとるようネット運営会社、警察等の関係機関と連携を図る。
- ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。
- ③ 児童生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ④ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発を行う。

(7) 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

- ① 相談窓口の周知をはかる。スクールカウンセラーの積極的な活用を図るために児童生徒及び保護者へ相談日を周知する。
- ② 情報モラルの啓発を図るために、研修会・講話等への保護者の参加を周知する。
- ③ 入学説明会等や年度初めの学級 PTA にて保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発や学校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ④ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載するとともに、学校がいじめに対する取組の周知を図る。

⑥ いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

⑦ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（1）設置

いじめ防止推進法22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ対策組織を設置する。

学校いじめ対策組織は「生徒指導上の問題」が「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

また、学校いじめ対策組織の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ対策組織の機能を既存の生徒指導部会等に担わせることがないようにする。

（2）構成員

学校いじめ対策組織は、校長、教頭、養護教諭、すべての教職員、スクールカウンセラーにより構成し、チームとして取り組む。また、個々のいじめ事案の対処等に当たっては、関係の深い教職員を追加し、さらに必要に応じてスクールソーシャルワーカーやその他の関係者を加えて柔軟な組織とする。

（3）役割

学校いじめ対策組織は以下のとおりとする。

- ① 「いじめの定義」を全職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
- ② 本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程・実施等の具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、本方針を改訂する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④ いじめが疑われる情報があつた時には定例または、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。

- ⑥ いじめ防止推進法28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

(4) 組織体系図

芦花部小中学校 学校いじめ対策組織	
校内組織	拡大組織
学校職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等	外部の専門的な分野のメンバーを加えたチーム地域、警察、町内会長、民生委員、市スクールカウンセラー、市スクールソーシャルワーカー、医療関係者、弁護士等 教育委員会と相談の上、必要に応じて随時参画要請

8 学校評価による取組の検証と PDCA サイクルに係る年間計画の見直し。

- ① 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ② いじめ防止の等の取組や校内研修等の取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画の見直しを行う。

9 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに事実関係を明確にする調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を提供する。

重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間(30日程)学校を欠席することを余儀なくされた場合
- その他、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

重大事態の調査について

- ① 学校は、教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織、(以下、「調査組織」)を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素かつ迅速な調査の実施に備える。
- ② 調査組織の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策組織を母体として当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。
- ③ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- ④ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ⑤ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑥ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。
- ⑦ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

調査結果の提供

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ② いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- ③ これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④ アンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

調査結果の報告

- ① 調査結果については、学校は教育委員会に報告をする。（学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）
- ② いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

再調査及び措置

- ① いじめ防止対策推進法第30条第2項により、報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」）を行うことができる。

- ② これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。
- ③ なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

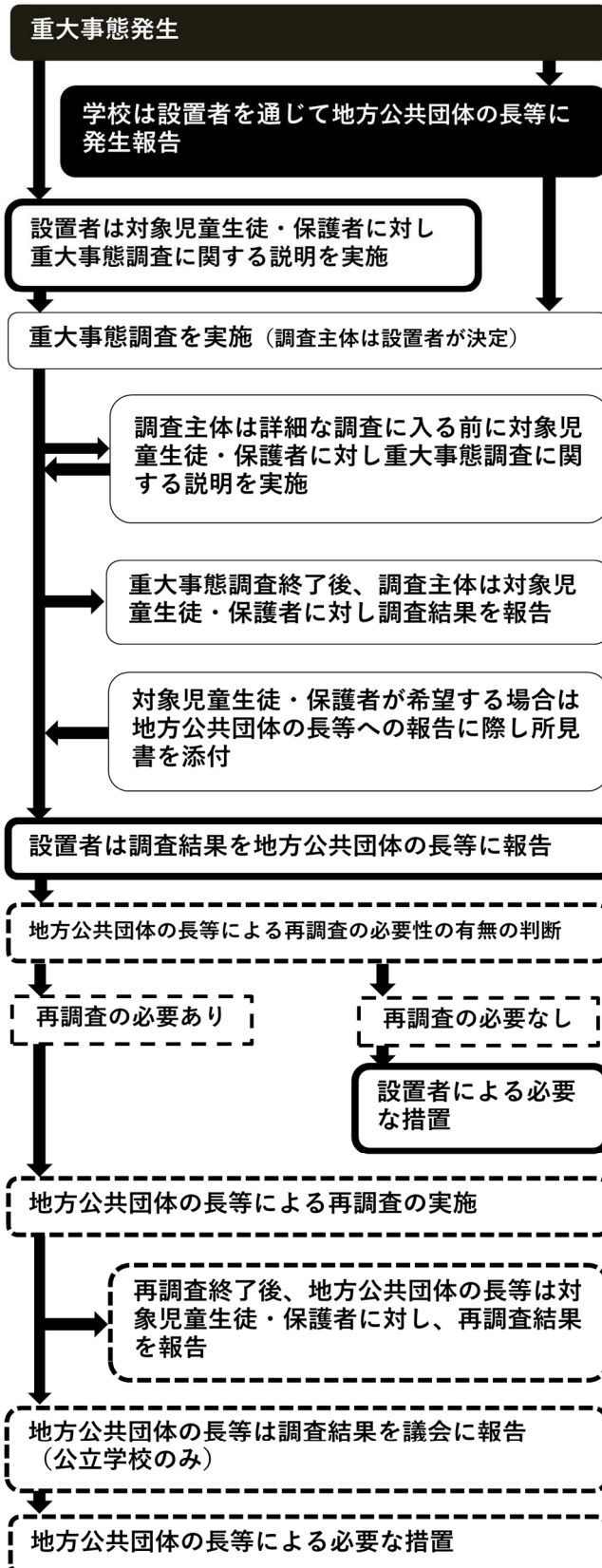
再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ② 「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

<一般的な重大事態調査の流れ>



【法第29条】～【法第32条】

※公立学校の場合

【法第30条】

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

【法第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【法第28条】

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【法第29条】～【法第32条】

※公立学校の場合

【法第30条】

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要であると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※公立学校の場合

【法第30条】

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※公立学校の場合

【法第30条】

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※公立学校の場合

【法第30条】

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※【法第29条】～【法第32条】

・法第29条：国立学校に係る対処

・法第30条：公立学校に係る対処

・法第31条：私立学校に係る対処

・法第32条：学校設置会社が設置する学校に係る対処

※ 学校 設置者 調査主体 地方公共団体の長等